

平成29年1月より自動車の[※]検査標章が変わります。

(ステッカー)

※軽自動車を除く

現在貼付されている検査標章は自動車検査証の有効期間が満了するまでは引き続き有効です。

現在の様式



変更後の様式



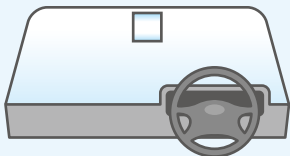
デザインを
変更します。

検査標章(ステッカー)の貼付位置にご注意ください。

《表示方法(前面ガラスの場合)》

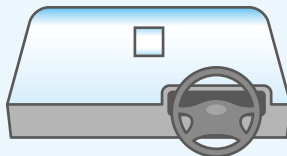
ステッカーは、自動車検査証の有効期間が満了する時期を示すもので、自動車の前面ガラスの内側に前方から見やすいように貼り付けて表示するように定められています。

① 基本位置



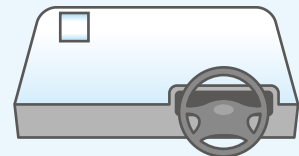
- 車室内後写鏡を有する自動車はその前方の前面ガラスの上部に貼り付けてください。

② 着色ガラス



- 前面ガラスの上部が着色され、外側より検査標章を確認することができない場合は、確認できる位置まで下方にずらした位置に貼り付けてください。

③ その他の自動車



- その他の自動車は運転者席から最も遠い前面ガラスの上部に貼り付けてください。

※有効期間の満了した自動車については使用できませんので、引き続き使用する際は継続検査を受けてください。